



ミャンマー：刑事訴追の取り下げに関する Order の発出について 執筆者：湯川 雄介、Ky Chan Nyein、中島 朋子

7月20日に、State Administration Council (SAC)から、刑事訴追の取り下げに関する Order (Order No. 147/2021。以下「本 Order」といいます。)が発出されましたので、下記のとおりお伝えします。

1. 本 Order の内容について

本 Order によれば、2021年2月1日及びそれ以前に管轄する裁判所に訴追された、本 Order に列挙された該当の全ての刑事案件は取り下げられ、訴追された者は釈放されるとのことです。取り下げの対象となる犯罪行為としては、窃盗(住居侵入窃盗を含みます。)、賭博法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反、武器法違反等の犯罪類型が11種類列挙されています。

2. 本 Order 発出の理由及び在留邦人への有り得る影響について

本 Order は、COVID-19 に対して実効的な対策を取るべく、COVID-19 に関する健康規則により、管轄裁判所が被告人に対してヒアリングを行うことができず、拘束が長期化していることから、一定の事件において訴追されている市民のために考慮し、憲法419条に基づき発出されるとされています。

本 Order により、多くの被拘禁者が釈放されることが想定されるため、ミャンマー国内の治安の悪化が懸念されます。在留邦人の皆様におかれては、現在ミャンマーで非常に問題となっている COVID-19 への感染対策に加え、周辺の治安にも十分にご留意を頂く必要があります。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

【コラム:当事務所弁護士のミャンマー倒産実務家協会への加入について】

ミャンマーでは、2020年3月25日に新しい倒産法が施行されました。従前ミャンマーでは、会社法が会社清算手続を規律していましたが、倒産法の施行日後に開始された会社清算手続には、一定の例外を除き、倒産法が適用されることとなりました(倒産法418条(a))。したがって、ミャンマーで設立された会社(外国会社を含みます。)をこれから清算する場合には、基本的に、倒産法の適用を受けることとなります。

倒産法によれば、会社清算手続における清算人(liquidator)など、ミャンマーにおいて倒産実務を行う者は、同法に基づき、投資企業管理局(DICA)にて登録され、倒産実務家規制評議会(Insolvency Practitioner's Regulatory Council)に承認された、倒産実務家(insolvency practitioner)である必要があるとされます。その前提として、倒産実務家としてDICAに登録されるためには、ミャンマー倒産実務家協会(Myanmar Association of Insolvency Practitioners Inc., MAIP)の会員となる必要があります。**このたび、当事務所のミャンマー連邦共和国最高裁判所法廷弁護士であるチー・チャン・ニェイン弁護士が、MAIPの会員となりました。**

同弁護士は現在、DICA から倒産実務家の登録を受けるべく手続を進めております。同弁護士は非常に日本語が堪能であり、倒産実務家の登録後は、ミャンマー進出企業様に対し会社清算のご相談を含めたより幅広いサービスのご提供が可能になるかと存じます。当事務所の日本人弁護士もMAIPとの協働を進めるなど、今後もミャンマーの倒産実務にコミットして参ります。



ゆかわ ゆうすけ
湯川 雄介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 ヤンゴン事務所代表
y.yukawa@nishimura.com

1998年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。2013年1月よりミャンマーに駐在し、数多くの日系企業に広くアドバイスを提供してきたほか、ロビイング活動、法整備支援プロジェクトへの関与も多数。Chambers 2020 及び 2021 においてミャンマーの General Business Law 分野で Leading Individual に選出。近時は「ビジネスと人権」の領域においても積極的に活動。日本弁護士連合会国際人権問題委員会幹事。



チー チャン ニェイン
Kyi Chan Nyein

西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所 アソシエイト
ミャンマー連邦共和国最高裁判所法廷弁護士
k.c.nyein@nishimura.com

Advocate(ミャンマー)、2012年早稲田大学法学部卒業、2014年同大学大学院修了。日本語が非常に堪能であり、ミャンマー政府各所に広いネットワークを有する。Asialaw Leading Lawyers 2017 (Rising Star)、Asialaw Profiles 2018 (Recommended Individuals)受賞。

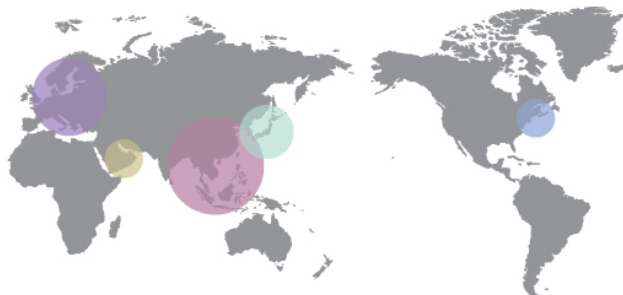


なかしま ともこ
中島 朋子

西村あさひ法律事務所 弁護士
to.nakashima@nishimura.com

2012年弁護士登録、2021年ニューヨーク州弁護士登録。2017年から2019年まで独立行政法人国際協力機構(JICA)長期派遣専門家として首都ネピドーに駐在した。現地裁判官・法務長官府職員との緊密な協力関係のもと、ミャンマーにおける知財裁判制度整備や民事調停制度導入等に関与した経験を有する。当事務所入所後もミャンマー案件に継続的に関与している。

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590

社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013

社員 臼杵弘宗

井垣太介

廣田雄一郎

伴真範

福岡

Tel 092-717-7300

社員 尾崎恒康

高木謙吾

舞田靖子

ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP

Tel +1-212-830-1600

E-mail info_ny@nishimura.com

執行パートナー 山口勝之

副執行パートナー 清水恵

パートナー 辰巳郁

浦野祐介

ドバイ

Tel +971-4-386-3456

E-mail info_dubai@nishimura.com

カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe

Rechtsanwaltsgesellschaft mbH

Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com

共同代表 石川智也

Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100

E-mail info_bangkok@nishimura.com

共同代表 Chavalit Uttasart

小原英志

Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600

E-mail info_beijing@nishimura.com

首席代表 中島あずさ

代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700

E-mail info_shanghai@nishimura.com

首席代表 野村高志

代表 東城聡

木下清太

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870

E-mail info_hanoi@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432

E-mail info_hcmc@nishimura.com

ベトナム事務所統括 小口光

代表 大矢和秀

Vu Le Bang

Ha Hoang Loc

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners

Tel +62-21-5080-8600

E-mail info@wplaws.com

執行パートナー Luky Walalangi

Rosetini & Partners Law Firm

Tel +62-21-2933-3617

E-mail info_jakarta@nishimura.com

パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670

E-mail info_singapore@nishimura.com

共同代表 山中政人

宇野伸太郎

パートナー 佐藤正孝

煎田勇二

Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586

E-mail s.okada@nishimura.com

代表 岡田早織

ヤンゴン

Tel +95-1-8382632

E-mail info_yangon@nishimura.com

代表 湯川雄介

副代表 今泉勇

*1 提携事務所 *2 関連事務所

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出および撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネスおよび法律実務を熟知した、実践的なリーガルサービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。